

利用者：様

事業者：株式会社 源喜

(介護予防) 訪問看護

重要事項説明書

(令和8年9月14日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談などの窓口

電話	043-312-8550
管理者	能登谷 亜由未
重要事項説明者	清田 隆二

ご不明な点は、何でもお尋ねください。各市町村でも受け付けております。

2. みなもと訪問看護リハビリステーションの概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	みなもと訪問看護リハビリステーション
所在地	〒285-0813 千葉県佐倉市石川577-7 日清ビル202
介護保険指定事業所番号	1264290169
通常の事業実施地域	佐倉市 四街道市 八街市 酒々井町 千葉市 八千代市

(2) 営業日・営業時間

月曜日～土曜日（祝日・年末年始12/30～1/3を除く） 午前8：45～午後17：45

(3) 職員体制

職 種	資 格	常勤換算（指定基準）	実配置（令和8年9月現在）
管理者	看護師	—	1名（看護職員と兼務）
看護職員	看護師または准看護師	2.5名以上	5名（常勤4・非常勤1）
療法士	理学療法士または作業療法士	1名以上	14名（常勤11・非常勤3）

※職員の勤務体制は、月ごとの勤務表により定めます。詳細は事業所までお問い合わせください。

3. サービス内容

- ・症状・障害の観察 ・清拭・洗髪等による清潔の保持 ・食事および排泄等日常生活の世話
- ・褥瘡の予防・処置 ・リハビリテーション ・認知症等精神疾患患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導 ・カテーテル等の管理 ・ターミナル患者の看護
- ・その他医師の指示による医療処置

保険適用できないサービス内容

通院介助・救急搬送時の同行・処方箋の受け取り・家事援助一般等

4. 利用料金

(1) 利用料等 別表 料金表の通り

(2) 料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月20日までにご請求いたします。お支払い方法は、原則口座振替（毎月26日振替）とさせていただきます。

(3) サービスの実施に必要な利用者宅の水道・ガス・電気・電話・必要物品（タオル・手袋等）等の費用は利用者の負担となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申込みください。（介護予防）訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に要介護の方は担当の介護支援専門員、要支援の方は地域包括支援センターとご相談ください。

(2) サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合

原則としてサービス終了を希望する日の2週間前までにお申し出ください。

当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します）

- ・利用者が施設・病院等に入所および長期入院した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護等認定区分が非該当（自立）と認定された場合

- ・お亡くなりになられた場合

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解除することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。

- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合等サービスを変更または中止することがあります。

- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症等）が明らかになった場合、直ちに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただく場合があります。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

7. 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

8. 第三者評価の実施状況

第三者評価は未実施です。

9. 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の防止のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、新規に採用した従業者に対しても実施します。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 虐待防止責任者 管理者 能登谷 亜由未
- 担当者 大塚 直子
- (5) 虐待またはその疑いを発見した場合は、速やかに利用者の所在する市町村へ通報します。
- 佐倉市 高齢者福祉課 包括支援班 電話 043-484-6138
- (6) 身体的拘束等は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行いません。やむを得ず行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 秘密保持および個人情報の取扱い

- (1) 当事業所および従業者は、業務上知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合、またはご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ます（別紙「利用者の個人情報の取扱いについて」）。
- (3) 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律および関係するガイドラインに従います。

11. 職員が安心して働ける環境の確保

当事業所は、従業者が安心して訪問できるよう、ハラスメント対策規程を定めています。サービスの内容についてご不満やご要望がある場合は、訪問した職員ではなく、管理者までお知らせください。きちんとお話をうかがい、改善に努めます。

12. サービス内容に関する苦情

<弊社お客様相談窓口>

苦情相談窓口	電話：043-312-8550
受付日	月曜日～土曜日（ただし、祝祭日、12/30～1/3を除く）
受付時間	午前9時～午後5時

<その他>

佐倉市 介護保険課 介護給付班	電話：043-484-6174
-----------------	-----------------

四街道市 高齢者支援課	電話：043-421-6127
八街市 高齢者福祉課	電話：043-443-1491
酒々井町 健康福祉課	電話：043-496-1171
八千代市 長寿支援課	電話：047-483-1151
千葉市 介護保険課	電話：043-245-5256
千葉県国民健康保険団体連合会	電話：043-254-7428

【会社の概要】

名称	株式会社 源喜
所在地	千葉県佐倉市大崎台二丁目2番地1
代表者	代表取締役 清田 隆二
事業内容	訪問看護

上記の内容の説明をいたしました。

令和 年 月 日

【事業者】（名称） 株式会社 源喜

【事業所】（名称） みなもと訪問看護リハビリステーション

（指定番号 1264290169 佐倉市）

〒285-0813 千葉県佐倉市石川577-7 日清ビル202

（説明者） 清田 隆二

以上の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者名：

代理人が必要な場合

代理人名：

（利用者との続柄： ）